

## 紋章の研究

### その13 江戸時代の武将の紋章(8)

若山初子

#### I. 緒言

#### II. 大名の紋章

1. 紋章の分類
2. 新しい紋章
3. 紋章名不明のもの
4. まとめ

#### III. 9900石～200俵の武将の紋章

1. 紋章の分類
2. 新しい紋章

- (1) 今まである紋章を変化させたもの

- ・ 部分的に変化させたもの
- ・ 外郭を変化させたもの
- ・ 組み合わせを変化させたもの

- (2) 新しく組み合わせたもの

- (3) 新しい事物の紋章

3. 紋章名不明のもの

4. まとめ

#### IV. 結び

### I. 緒言

前報<sup>(1)</sup>においては、大武鑑<sup>(2)</sup>に収録されていた江戸時代寶永2年における大名471氏、8000石～600俵の31氏の武将の紋章について考察を行なった。

その内容は、この時代に新しく用いられた紋章を見出すことである。その結果、新しい紋章としては大名では今まである紋章を変化させたもの23ケース、新しく組み合わせたもの9ケース、新しい事物を用いたもの7ケースであった。

また8000石～600俵の武将では、今まである紋章を変化させたもの2ケース、新しく組み合わせたもの3ケースで、合計44ケースの紋章が新しい紋章であった。この年に武鑑に載せられている武将は、大名が大名以外の武将の15倍であり、新しい紋章に数の上での片寄りが見られた。

以上のような事から新しい事物による紋章は大名のみであった。それは7ケースであり

内容的には文字紋が多く、また梯子紋が初めて認められた。

本報においては、引き続き寶永3年に収録されていた大名199氏、9900石～200俵の687氏の武将の紋章を調べ、前報<sup>(1)</sup>と同様に新しい紋章を見出すことを目的としてまとめた。前報<sup>(1)</sup>においては記載されている人数は、前述のように大名が15倍であったが、本報は大名以外の武将が多く約3.5倍であった。

尚新しい紋章の定義としては前報<sup>(1)</sup>と同様に

- 今まである紋章を変化させたもの

- 新しく組み合わせたもの

- 新しい事物を用いたもの

とした。

### II. 大名の紋章

寶永3年に武鑑に載せられている大名は199氏であった。尚徳川氏の紋章の記載はなかった。

### 1. 紋章の分類

これらの大名の紋章を分類して表1に示す。尚分類方法は前報<sup>(1)</sup>と同様である。

次に表1の紋章をまとめてその数を図1に示す。

図1の結果を前報<sup>(1)</sup>と比較すると、ほぼ同様の傾向を示していることが認められる。すなわち植物紋が最も多く、器財器具紋、文様紋と続き、植物紋は器財器具紋の約2倍が用いられている。尚合成紋は二つ以上の紋章を組み合わせると一つの紋章としたもので、著者が付した名前である。大名が用いている紋章数の合計は210ケースであった。

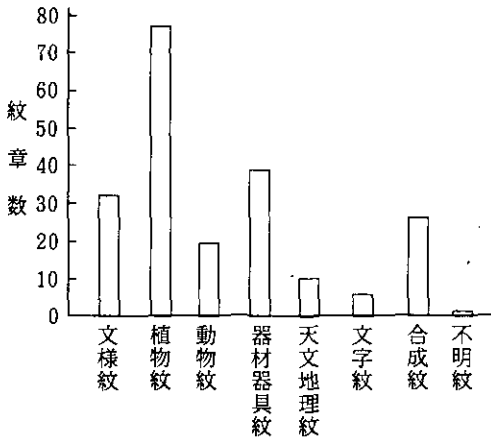


図1 大名の紋章の種類

### 2. 新しい紋章

大名の紋章には新しい紋章として1ケースが認められた。すなわち、内田久留守を用いている内田氏は前報<sup>(1)</sup><sup>(3)</sup>でも部分的に変化させた紋章として述べたが、本報に載せられている紋章は前報<sup>(1)</sup><sup>(3)</sup>の紋章とは異なることが認められる。



内田久留守紋

すなわち外郭の円の外側に付せられた4ケの小円が、本報の場合は円に重なって密着し、また円と久留守の間の空間が黒地になっている。同じ紋章を用いる一族の間で部分的に変化をさせて用いたのであろう。

### 3. 紋章名不明のもの

紋章名不明のものが1ケース認められた。これは前報<sup>(1)</sup>においても不明紋として述べた松浦大膳昌の紋章である。

### 4. まとめ

以上寶永3年の大名199氏の紋章210ケースについて分類しまとめた。新しい紋章としては、部分的に変化したものとして内田久留守紋の形態が前報<sup>(1)</sup><sup>(3)</sup>と僅かに変化していることが認められた。

表1 寶永3年の大名の紋章の分類

文 様 紋			植 物 紋					
紋 の 種 類		紋章数	紋 の 種 類			紋章数		
巴紋	右三つ巴	2	葵紋	八角に三つ葵	1	橘紋	丸に橘	1
	木瓜紋	木瓜 (窠輪黒地)		1	反り八角に三つ葵		1	龍胆紋
五葉木瓜 (窠輪黒地)		4		本多立葵	5	丸に石川龍胆	1	
丸に堅木瓜		1		丸に本多立葵	1	茗荷紋	稻垣茗荷	2
丸に堅木瓜 (窠輪黒地)		1	四角に本多立葵	1	竹紋		鳥居笹	2
引両紋	丸に三引両	3	菊紋	枝菊		1	牡丹紋	津軽牡丹
	目結紋	隅立四つ目結		4	桐紋	五七の桐 (花黒地)		6
丸に隅立四つ目結 (丸の中黒地)		3	五三の桐 (花黒地)	2		梨紋	永井梨切口	4
つなぎ四つ目結 (黒地)		1	梅紋	星梅鉢	7		棕櫚紋	棕櫚
つなぎ九つ目結 (黒地)		3		丸に向う梅 (丸の中黒地)	1	鉄線紋		丸に鉄線 (丸の中黒具象表現)
菱紋	三階菱	1	酢漿草紋	丸に酢漿草	2		車前草紋	田村車前草
	丸に三階菱	1		藤紋	下り藤 (花黒地)	8		葛紋
	丸に三階菱 (丸の中黒地)	1	上り藤 (花黒地)		1	鬼葛	1	
	溝口菱	1	藤巴	3	沢瀉紋	丸に沢瀉	3	
花菱紋	丸に花菱	1	萩紋	立萩の葉		2	柘楸紋	丸に柘楸
	細隅切角に花菱	1		丸に立萩の葉	2	柏紋		牧野柏
	四つ花菱	1	桔梗紋	桔梗	1		桔梗紋	丸に桔梗
亀甲紋	三つ盛亀甲	1		直違紋	丹羽直違	1		

動物紋		
紋の種類		紋章数
鷹の羽紋	丸に右重ね違い鷹の羽	2
	丸に班付違い鷹の羽	4
	丸に八つ鷹の羽車	1
	井上鷹の羽	1
	九世鷹の羽	1
蝶紋	揚羽蝶	1
	丸に揚羽蝶	1
	鍔輪に揚羽蝶	1
	対い蝶(上下)	1
鳳凰紋	三つ蝶	5
	鳳凰の丸	1

器財器具紋		
紋の種類		紋章数
釘抜紋	釘抜	2
	丸に釘抜	5
	隅切垂れ角に釘抜	1
杏葉紋	抱杏葉	1
	隅入平角に鍋嶋杏葉 (隅入平角黒地)	2
矢紋	片桐違い矢	1
扇紋	丸に月の丸扇	2
	高崎扇	2
	三つ扇	3
水車紋	丸に六つ水車	2
	八つ水車	3
銭紋	青山銭	2
	真田六文銭	1
蛇の目紋	蛇の目	1
	蛇の目九曜	2
久留守紋	内田久留守	1
額紋	丸に額	1
笠紋	柳生笠	2
祇園守紋	祇園守崩し	1
輪宝紋	三宅輪宝	3
餅紋	黒餅	1

文字紋	
紋の種類	紋章数
丸に左万字	3
丸に上の字	1
丸に利の字	1
隅切立角に本の字	1

合成紋	
紋の種類	紋章数
れんじに月	1
丸に三つ星一文字	1
板倉巴	1
七宝に花菱	1
亀甲に左万字	1
折敷に三の字	4
上り藤に大の字 (花と大の字黒地)	3
下り藤に十の字 (花と十の字黒地)	2
沢瀉に水	1
剣酢漿草	2
丸に剣酢漿草	4
黒餅に酢漿草	1
黒餅に向う梅	1
雪持笹	1
竹輪に二羽飛雀	1
丸に一文字割剣桔梗 (植村桔梗)	1

不明紋	
紋の種類	紋章数
紋章名不明のもの	1

天文地理紋		
紋の種類		紋章数
星紋	九曜	1
	九曜(黒地)	2
	離れ九曜	4
	角九曜	1
	離れ十曜	1
稻妻紋	丸に稻妻	1

### Ⅲ. 9900石～200俵の武将の紋章

#### 1. 紋章の分類

687氏の用いた紋章を分類し表2に示す。

次に表2の紋章をまとめてその数を図2に示す。

図2の結果、植物紋が群を抜いて多いのは同様の傾向である。次いで文様紋が用いられている。そして合成紋の増加の傾向は前報<sup>(1)</sup>と同様である。紋章数の合計は710ケースであり、これは複数の紋章を用いる武将があるためである。

#### 2. 新しい紋章

新しく用いられた紋章を前述のように分類した。

(1) 今まである紋章を変化させたものの

新しく用いられた紋章にはこの形態のものが多い。この傾向は前報<sup>(1)</sup>でも同様である。形態の変化を便宜上三つの項目に分類し、用いている武将と共に表3にまとめた。

- ・ 部分的に変化させたもの

この系列に入るものは1ケースの紋章である。

永井梨切口は前報<sup>(4)</sup>で既に用いられていることを述べた。この紋章は梨の切口、または実在しないものの図案化とも考えられている。本報における紋章の今までとの違いは、内部中央から上下左右、およびその中間に描かれている切口の模様丸みに丸みが少ない事、および円の内側を黒地にしていることである。これは同じ紋章を用いる一族間での変化とも考えられる。

- ・ 外郭を変化させたもの

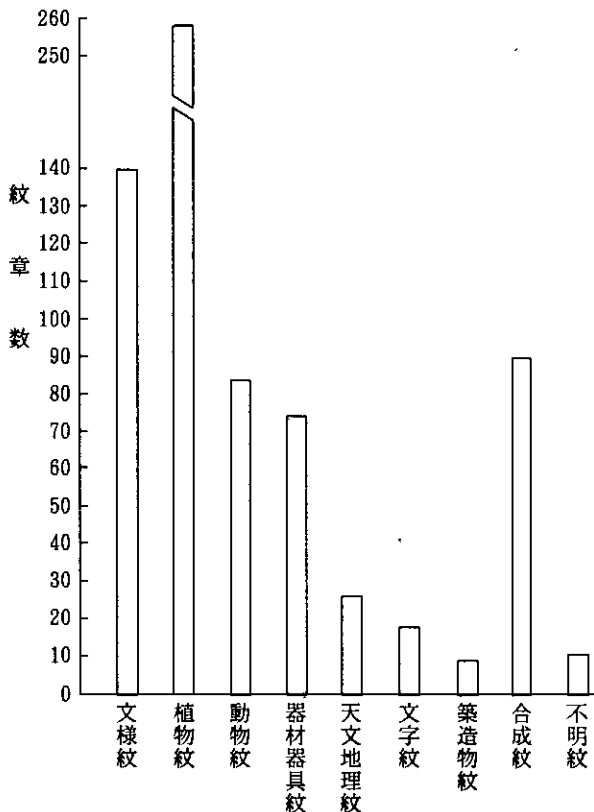


図2 9900石～200俵の武将の紋章の種類

この系列に入る紋章は2ケースであった。

星梅鉢紋は多用されている紋章であり、星梅鉢のみを用いているのと、丸に星梅鉢を用いている場合が多いが、本報の紋章は外郭を六角に変化させ、また中心の円を黒地にしている。

次に酢漿草紋も多用されている紋章である。本報の酢漿草紋は外郭に新しい形を用いている。すなわち平隅切角の内側を円にしたもので、平隅切鉄砲角の名称は著者が付したものである。

- ・ 組み合わせを変化させたもの

この系列に入る紋章は、組み合わせの結果新しい形となったもので、4ケースの紋章であった。



松を家紋としている武将も多いが、この紋

表2 寛永3年の9900石～200俵の武將の紋章の分類

文		様	紋		
紋の種類		紋章数	紋の種類		
			紋の種類	紋章数	
巴紋	右一つ巴	1	菱紋	三階菱	6
	左二つ巴	4		丸に三階菱	3
	左三つ巴	21		丸に割菱	1
	丸に左三つ巴	1		丸に割菱(丸の中黒地)	1
	右三つ巴	3		武田菱	1
	右三つ巴(黒地)	1		武田菱(黒地)	1
	三つ巴崩し(黒地)	1		溝口菱	3
木瓜紋	木瓜(窠輪黒地)	5	花菱紋	花菱	3
	丸に木瓜(窠輪黒地)	7		丸に花菱	6
	糸輪に木瓜(窠輪黒地)	1		丸に花菱(丸の中黒地)	2
	堅木瓜(窠輪黒地)	3		細隅切角に花菱	1
	丸に堅木瓜(窠輪黒地)	1		むくみ花菱	3
	細隅切角に堅木瓜(窠輪黒地)	1		丸に三つ割花菱	1
	五葉木瓜(窠輪黒地)	5		鱗紋	三つ鱗
	織田木瓜	6	丸に三つ鱗		3
引両紋	丸に一引両	1	直違紋	糸輪に三つ鱗	1
	丸に二引両	7		丹羽直違	1
	丸に三引両	5	丸に二本直違	1	
	丸に堅二引両	1	輪違紋	輪違	1
	丸に堅三引両	1		三つ輪違	4
目結紋	三つ目結	1			
	菅沼三つ目結	2			
	四つ目結	4			
	隅立四つ目結	4			
	隅立四つ目結(黒地)	2			
	丸に隅立四つ目結	4			
	丸に隅立四つ目結(丸の中黒地)	2			
つなぎ四つ目結	1				

植 物 紋						
紋 の 種 類		紋章数	紋 の 種 類		紋章数	
葵紋	本多立葵	2	橘紋	橘	1	
	丸に本多立葵	8				
桐紋	五七の桐 (花黒地)	25	龍胆紋	丸に笹龍胆	2	
	五三の桐 (花黒地)	4				
梅紋	星梅鉢	18	茗荷紋	抱き茗荷	9	
	星梅鉢(中の円黒地)	1		丸に抱き茗荷	3	
	豊後梅鉢	1		五枚根笹	3	
	梅鉢	3	笹紋	丸に五枚根笹	1	
	丸に梅鉢	3		九枚笹	1	
	裏梅鉢	1		丸に九枚笹	6	
	六角に星梅鉢 (中の円黒地)	1	牡丹紋	津軽牡丹	1	
	向う梅	2		丁字紋	六つ丁字	4
	丸に向う梅 (丸の中黒地)	1	六つ丁字 (周囲を輪郭として残し中を黒く)		1	
酢漿草紋	酢漿草	3	桜紋	桜	1	
	丸に酢漿草	13		丸に桜	2	
	三つ盛酢漿草	1		九曜桜	3	
	五つ酢漿草	1				
	平隅切鉄砲角に酢漿草	1		右三階松	1	
藤紋	下り藤 (花黒地)	16	松紋	丸に右三階松	4	
	上り藤	1		左三階松	1	
	上り藤 (花黒地)	10		楡松	3	
	藤巴	3		西尾楡松	1	
	丸に藤巴	1		丸に三つ盛二階松	1	
蔦紋	蔦	5	撫子紋	撫子	3	
	丸に蔦	9				
	鬼蔦	4		梨紋	永井梨切口	5
沢瀉紋	丸に立沢瀉	13	葦紋	丸に三つ葦の葉	1	
	抱沢瀉	1				
	六角に抱沢瀉	1				
梶紋	立梶の葉	4	棕櫚紋	米津棕櫚	1	
	丸に立梶の葉	2				
	諏訪梶の葉	3		杉紋	三本杉	1
柏紋	丸に三つ柏	3	草車紋前	車前草	1	
	牧野柏	3				
	丸に土佐柏	1	蕨紋	丸に三本蕨	2	
	五徳柏	5				
	丸に抱き柏	1				
桔梗紋	桔梗	9	楓紋	丸に楓	3	
	丸に桔梗	8				

動 物 紋		
紋 の 種 類		紋章数
鷹の羽紋	丸に右重ね違いの鷹の羽	10
	隅切角に一つ鷹の羽	2
	久世鷹の羽 (丸に班付並び鷹の羽)	3
	八つ鷹の羽車	1
	井上鷹の羽	4
蝶紋	揚羽蝶	12
	揚羽蝶 (羽の一部黒)	1
	丸に揚羽蝶	11
	対い蝶 (左右)	2
	三つ蝶	4
鶴紋	丸に三つ蝶	1
鶴紋	鶴の丸	6
	対い鶴	3
	喰合い対い鶴	1
雁紋	丸に雁金	2
	結び雁金	2
	丸に結び雁金	5
	丸に二つ雁金	1
	三つ盛雁金	1
尻合せ三つ雁金	4	
鹿角紋	抱き角	5
	割角	3

器 財 器 具 紋									
紋 の 種 類		紋章数	紋 の 種 類	紋章数					
釘 抜 紋	釘抜	2	蛇の目紋	蛇の目	1				
	丸に釘抜	2							
	丸に釘抜 (丸の中黒地)	5	久留守紋	細切竹久留守(1)	1				
杏 葉 紋	抱杏葉	3		細切竹久留守(2)	1				
	花杏葉	3		丸に細切竹久留守	2				
	鍋島花杏葉	2		内田久留守	1				
矢 紋	丸に斑入り1本矢	1	額紋	丸に額	1				
	六つ矢車	6							
扇 紋	五本骨扇	2	洲浜紋	丸に洲浜	3				
	丸に五本骨扇	1		足長洲浜	1				
	三つ扇	2		三盛洲浜	1				
	変形隅切角に三つ扇	2	笠紋	三つ寄せ笠	1				
檜 扇 紋	檜扇	1				祇園守紋	祇園守崩し	1	
	丹羽檜扇	1							
	山崎檜扇	1	七宝紋	大岡七宝	2				
地 紙 紋	三つ地紙	1				轡紋	轡	2	
			団 扇 紋	団扇(ハート型)	1				杵紋
軍 配 団 扇 紋	軍配団扇	1				註	細切竹久留守(1)		
	軍配団扇(房付)	1							
車 紋	十二本源氏車	4	細切竹久留守(2)		2				
	生駒車	2							
水 車 紋	八つ水車	1	錢 紋	青山錢	1				
錢 紋	三文錢	2				真田六文錢	2		
	真田六文錢	2						永樂通寶錢	4
	永樂通寶錢	4							

天 文 地 理 紋		
紋 の 種 類		紋章数
星 紋	六曜	4
	六曜(黒地)	1
	七曜	6
	七曜(黒地)	1
	九曜	3
	九曜(黒地)	1
	離れ九曜	5
	角九曜	1
波 紋	並び九曜	1
	丸に7つ頭波	3

文 字 紋	
紋 の 種 類	紋章数
丸に一文字	6
丸に一二文字	1
丸に三の字	1
細隅立角に一文字 (一文字黒)	1
丸に九の字	1
丸に大の字	1
丸に左万字 (丸の中黒地)	1
丸に上の字	3
丸に井の字	1
丸に鳩	2



築造物紋		
紋の種類		紋章数
井筒紋	組平井筒	1
井桁紋	三つ盛井桁	1
盤紋	三つ石	1
	八角に二つ石	1
	四つ石	1
	つなぎ六つ石	1
鳥居紋	鳥居	1
追洲流紋	保田追洲流	1
瑞籬紋	細輪に玉垣	1

不明紋		
紋の種類		紋章数
紋章名不明のもの		11

合成紋					
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
一文字三つ星	2	黒餅に酢漿草	2		
丸に一文字三つ星	1	剣酢漿草	1		
三つ星一文字	1	丸に剣酢漿草	12		
三つ星一文字(黒)	2	丸に長剣梅鉢	2		
丸に三つ星一文字	1	黒餅に葛	1		
丸に三つ星一文字 (三つ星一文字黒)	1	雪持ち五枚笹	1		
樹に月	2	丸に雪持ち五枚笹	2		
七曜巴	1	沢瀉に水	2		
亀甲に七曜	1	水葵	1		
七曜一引両	1	丸に一文字割剣桔梗	1		
黒餅に九曜	1	六つ鉄線に右三つ巴	1		
銀輪に離れ六曜	1	源氏輪に堅二つ切竹	3		
三つ盛亀甲に花菱	1	丸に二本竹に二羽宿雀	1		
丸に三つ割剣唐花	2	黒餅に右重ね違い鷹の羽	4		
陰七宝に花菱	1	折敷に三の字	5		
七宝に花菱	3	折敷に縮三の字	1		
丸に剣花菱	1	折敷に縮三の字 (折敷黒地)	1		
亀甲に剣花菱	1	折敷に二つ石	1		
細隅立角に黒餅二引両	1	丸に三つ地紙に酢漿草	1		
葉敷き菊水	2	琴柱に三階菱	1		
籬架菊	1	丸に橋にチの字	1		
亀甲に菊	1	三つ亀甲に十の字	1		
五七の桐に雪持ち笹	1	額に二八文字	1		
五七の桐に二つ雪持ち笹	1	一文字丸に左三つ巴	1		
細角に五七の桐に二つ 雪持ち笹	1	黒餅に四つ石	1		
上り藤に大の字 (花と大の字黒)	9				
上り藤に唐花	1				
下り藤に安の字	1				

表3 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将

部分的に変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	永井梨切口	永井刑部	1500石

外郭を変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	六角に星梅鉢	金森左京	3000石
	平隅切鉄砲角に酢漿草	酒井善左衛門	1000俵

組み合わせを変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に三つ盛二階松	天野傳四郎	700石
	三つ寄せ笠	伊澤播磨守	3250石
	繋ぎ六つ石	荒木志摩守	2000石
	三つ盛井桁	折井淡路守	1200石

章は丸に二階松を三つ盛にしたものである。二階松を三つ盛にした組み合わせは初めてである。

笠は1ケまたは2ケを並べて紋章として用いられていた。本報の紋章は市女笠を三ケ円形に配しており、また笠全体を黒地として用いているところにも特徴がある。

繋ぎ六つ石は鬘を隅立にして6ケを繋いだものである。鬘紋は江戸期に入ってから、1~2人の武将がどの年代においても用いているのが認められた。そしてこれらの武将が用いているのは四つ石までであった。本報においては繋ぎの形をとり六つ石が用いられてい

る。目結紋においてはこのような形はしばしば認められたので、それを模したものとも考えられる。

井桁紋は名字に井の字を使用している武将が用いている場合が多く、また他の紋を挿入する外郭として用いていることが多いが、本報の紋章は井桁のみを三つ盛の形に組み合わせたものである。

(2) 新しく組み合わせたもの

新しく組み合わせたと考えられる紋章および用いた武将を表4に示す。

この系列に属する紋章は、単独で用いられているものを、組み合わせた結果が新しい紋

表4 新しく組み合わせた紋章および用いた武将







紋章	紋章名	氏名	石高
	細角に五七の桐に 二つ雪持五枚笹	山名中務	7000石
	六つ鉄線に 右三つ巴	河村九郎右衛門	900石
	丸に三つ地紙に 酢漿草	大井庄十郎	1000石
	鍔輪に離れ六曜	戸田大膳	3000俵

表5 新しい事物の紋章および用いた武将

紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に一文字 丸に二文字	石原市左衛門	650石
	丸に楓	八木主税介 八木伊織	450俵 4000石

章となったもので4ケースが認められた。

五七の桐も、雪持ち笹もそれぞれ単独で用いられている紋章で、それぞれ美しいものである。山名氏はこれらの紋章を組み合わせて細角でまとめている。文献<sup>(5)</sup>によると山名氏一族は桐紋、七枚笹、三引両等の紋章を用いていることが認められる。山名中務は五七の桐を上、下に雪持五枚笹らしい紋章2ヶを配している。記載されている紋章の図柄がはっきりしないため、五枚の笹の葉であることはわかるが、上部に書かれているのは何なのかははっきりしない。雪持笹は仮りに付した名稱である。

次に六つ鉄線に右三つ巴も新しい組み合わせである。抽象表現された六つ鉄線の中心に丸に右三つ巴を挿入し、巴も鉄線も黒地に用いている。

地紙は扇に使う紙であり、扇紋から分化し

たものと考えられる。地紙を3ヶ円形に配し更に外郭に丸を用い中心に酢漿草を用いている。

また六曜も多用されている紋章であり、本報における六曜は離れ六曜で黒地である。外郭に用いているのは鍔のように考えられる。鍔は簞笥等の引き手である。この時代に記載されている紋章の中では珍しくアンバランスの紋章であった。

以上4ケースの新しい組み合わせの紋章は、それぞれが単独で用いられていたものであり、それを組み合わせることにより他家との区別をしたのであろう。

### (3) 新しい事物の紋章

この分類に属する紋章は今まで用いられていなかった紋章であり、最も新しい形態と考えられる。2ケースの紋章が認められた。紋章および用いた武将を表5に示す。

丸に一文字丸に二文字紋は、それぞれ丸を外郭とした一文字および二文字を横に並べた紋章である。一文字は単独で用いられている紋章であるが、二文字は用いられてはいない。同じような形の文字紋は認められるが、それは白黒一文字であり二文字ではない。文献<sup>(6)</sup>によると石原氏のみが用いている紋章であり、新しい紋章と考えることができる。

楓の葉は形が優美であり、また秋の日に紅葉を鑑賞する宴は藤原期から催されていたという。そしてその美しさゆえに衣服の文様にも用いられていたのである。しかし武士の家紋としては初めて認められ楓の葉一枚が描かれている。これから時代が進むに従い、その形がどのように変化していくのか興味がそそられる。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表6に示す。

これらの紋章は調べた限りではそれに該当する紋が無いものである。

荒川兵左衛門および荒川八郎兵衛の用いている紋章は、丸の中に半月形のを円に沿って左右にあしらい、その中に棒（杭）のような直線を入れたものである。その形は楡のようにも見える。調べた限りでは何であるのか不明である。

次に小出主膳の用いている紋章も初めて記載された形である。この武将は星梅鉢を家紋としているので、表中の紋章は星梅鉢を変形し替紋として用いたものかもしれない。この紋章も調べた限りでは何紋なのか不明である。












表6中のその他の紋章は前報<sup>(6) (7)</sup>においても不明紋としてまとめた紋章であり、考察を省略する。

考察を行なった2ケースの紋章は初めて認められたものであり、新しい紋章の分類に属すると考えられる。

4. まとめ

寶永3年の9900石～200俵の武将687氏の紋

表6 紋章名不明のもの

紋章	氏名	石高	紋章	氏名	石高
	荒川兵左衛門 荒川八郎兵衛	600石 550石		佐野興八郎	1100石
	小出主膳	3000石		中坊長左衛門 岡田将監	4000石 6000石
	中山主馬	2100石		本堂原七郎	7000石
	坪内能登守	1500石		多羅尾久八郎	500石
	前嶋太郎左衛門	700石		能勢惣十郎	2000石
	板橋興五左衛門	1000石			

章を分類した。大名の紋章に比べ変化に富んでいることが認められた。

新しい紋章としては

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
    - ・部分的に変化させたもの……………  
1 ケース
    - ・外郭を変化させたもの……………  
2 ケース
    - ・組み合わせを変化させたもの…  
4 ケース
  - (2) 新しく組み合わせたもの……………  
4 ケース
  - (3) 新しい事物の紋章……………  
2 ケース
- 紋章名不明のもの……………  
11 ケース
- 尚11ケースのうち2ケースは新しい紋章であった。

#### IV. 結 び

本報においては、寶永3年に記載されている大名199氏、および9900石～200俵の武将687氏の紋章について考察を行なった。主な内容はこの年に新しく用いられた紋章を見出すことである。

新しい紋章としては

##### 1. 大名の紋章

既存のものを部分的に変化させたもの…  
…1 ケース  
が認められた。

尚紋章名不明のものが1 ケースあった。

##### 2. 9900石～200俵の武将の紋章

これらの武将の紋章については新しい紋章としては、既存のものを変化させた形、また新しく組み合わせたもの、新しい事物を用いたもののすべてが含まれており、計13ケースが認められた。

また紋章名不明のものが11ケースあり、そのうち2ケースの紋章は初めて認められた紋章であった。

以上寶永3年の武将の紋章については合計16ケースが新しい紋章であった。

尚付記すると、この年代から能役者の紋章の記載があり、6人6ケースの紋章が載せられていた。それらの紋はいずれも武将が用いていた紋章と同じであった。

武家専用であった紋が、江戸中期に至り町人達や、あるいは歌舞伎、能等の役者にどのような普及していき、またどのように形が変えられ、そしてどのようなものが紋章化されていくのか年代毎にまとめることができればと考えている。

#### 引用文献

1. 若山：北星短大紀要、28. 131 (1992)。
2. 橋本博：大武鑑巻3、大洽社。
3. 若山：北星短大紀要、26. 57 (1989)。
4. 若山：北星短大紀要、19. 27 (1977)。
5. 沼田頼輔：日本紋章学、人物往来社。
6. 若山：北星短大紀要、27. 139 (1990)。
7. 若山：北星短大紀要、25. 61 (1988)。

## A STUDY OF CRESTS

No.13, The Crests of Samurai Families of the Edo Era (8)

Hatsuko Wakayama

### ABSTRACT

This investigation is of various Samurai crests of 687 retainers (holdings ranging from 9900 koku to 200 hyo in value) and 199 daimyo in the year 1706, (year 3 of the Hooei Period). The crests included in this study are ones hitherto undescribed.

These crests are of three types:

- (1) Crests which existed beforehand but were altered,
- (2) Crests which existed beforehand but were put into new combinations, and
- (3) Articles newly made into crests.

#### CRESTS OF DAIMYO

Parts of one new crest which already existed were altered in form. The name of one other crest is still unknown.

#### CRESTS OF RETAINERS (holdings ranging from 9900 koku to 200 hyo)

(1) There were three categories of crests existing beforehand which were altered in form:

- (a) One had parts of the form of the crest itself altered.
- (b) Two had the outline of the crest altered.
- (c) Four of those which were combinations of separate crests had those combinations altered.

(2) Four crests existed beforehand but were put into new combinations.

(3) Two crests were formed from articles not previously used as crests.

The names of eleven retainers' crests are still unknown. Two of these were new crests.

Of all crests (both daimyo and retainer) examined, a total of sixteen were new crests.